



房総信用組合

BOSHIN DISCLOSURE 2018

房 総 信 用 組 合 の 現 況

平成29年度末の経営情報





ごあいさつ

皆様には、平素より房総信用組合に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当組合のことをより一層深くご理解いただきたく、ここに、平成29年度第67期の「房総信用組合の現況2018」を作成いたしましたので、ご高覧いただければ幸いです。

平成29年度のわが国経済は、各種経済政策の効果や好調な海外経済を背景に、都市部や大企業を中心とした回復基調が進み、雇用や所得環境、個人消費、民間設備投資などの改善がみられました。

一方、わが外房地域におきましては、圏央道開通効果や東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた動きなど一部に明るい兆しが見えるものの、首都圏への一極集中や少子高齢化による人口・事業所の減少により、総じて地域経済には閉塞感が漂い、とりわけ中小企業・小規模事業者やその勤労者にとっては厳しい状況が続いております。

このような環境において、当組合は、組合員お取引先様のお役に立ち、喜びを分かちあえる地域のコミュニティバンクとして、役職員一丸となって事業に取り組んでまいりました。その結果、預金積金は1,236億円(前期比+11.8億円)、貸出金536億円(同+11.5億円)、当期純利益71百万円を計上するところとなり、経営の健全性の目安である自己資本比率も8.04%を維持し、引き続き安定した経営を確保しております。

足下から将来に目を転じますと、人口減少や高齢化の加速により地域経済の縮小が予想される中、長期化する金融緩和政策と相まって、収益力の低下など経営環境は一段と厳しさを増すことが懸念されます。

新体制の下、今こそ経営の原点に立ち返り、地域の皆様による、地域の皆様のための信用組合として、企業経営者の目線、勤労者の目線、そして生活者の目線で、金融機能の向上と適切なサービスの提供に努め、役職員が心をあわせ「外房から明るい元気を!」を合言葉に、皆様と共に外房地域の活性化に取り組む覚悟であります。

サンダル履きや前掛けが似合う気さくな信用組合、それでいて頼りになる金融機関として皆様から選んでいただけるよう努めてまいります。どうか、孫・子の代まで長いお付き合いをくださいますよう、引き続きご支援とご愛顧をお願い申し上げます。

結びに、皆様のご事業の益々の発展、ご家族皆様のご多幸を心よりご祈念申し上げます。

平成30年7月

理事長 三 谷 徹

ぼうしんの概要

名 称	房総信用組合
所 在 地	〒297-8611 千葉県茂原市高師町1丁目10番地5
設 立	昭和26年6月
出 資 金	1,123百万円
組合員数	29,701名
預 金 高	123,619百万円
貸 出 金	53,634百万円
店 舗 数	14店舗
職 員 数	145名

(平成30年3月31日現在)

目 次

ごあいさつ	1
ぼうしんの概要	2
主要な事業の内容	2
経営理念・経営方針	3
平成29年度 経営環境・事業概況	3
組織図	4
役員一覧	4
房総信用組合のあゆみ(沿革)	4
総代と総代会について	5
総代と選出方法	5
総代会の決議事項	5
報酬体系について	6
リスク管理体制	7
コンプライアンス(法令等遵守)態勢	7
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	8
個人情報保護宣言	8
中小企業の経営の改善及び地域の活性化の為の取組状況	9
地域貢献に関する情報	9
経営者保証に関するガイドラインへの対応	10
トピックス	11
資料編	13
自己資本の充実(バーゼルⅡ)	22
地域密着型金融推進計画	29
手数料一覧	30
インターネットバンキング	30
掲載用語集	31
ぼうしんからご利用のお客様へのお願い	32
振り込め詐欺に対する取り組み	33
索引	33
店舗一覧	34
地区一覧	34

主要な事業の内容

1.預金業務

(1)預金

総合口座、普通預金(決済用預金)、貯蓄預金、当座預金、納税準備預金、通知預金、定期預金(スーパー定期、大口定期、期日指定定期、変動金利定期)、定期積金を取り扱っております。

(2)譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取り扱っております。

2.融資業務

(1)貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

(2)手形の割引

商業手形の割引を取り扱っております。

(3)個人ローン

住宅ローン、カーライフローン、カーライフローン・リピート、カードローン・アラカルト、スーパーカードローン、多目的ローン、目的ローン、フリーローン、教育ローン、教育ローンチャンス、シルバーライフローン、シニアライフローン、バリアフリーローン、リフォームローンを取り扱っております。

3.有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のための国債、地方債、社債、その他の証券へ投資しております。

4.内国為替業務

振込及び代金取立等を取り扱っております。

5.外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国送金その他外国為替に関する各種業務を取り扱っております。

6.附帯業務

(1)国債等の引受けおよび引受国債等の募集の取扱業務

(2)代理業務

(a)全国信用協同組合連合会、株式会社商工組合中央金庫等の代理業務

(b)株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構等の代理貸付業務

(c)独立行政法人勤労者退職金共済機構の代理店業務

(d)日本銀行の歳入復代理店業務

(3)債務の保証業務

(4)有価証券の貸付業務

(5)地方公共団体の公金取扱業務

(6)株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(7)投資信託の窓口販売

(8)保険商品の窓口販売

7.その他の業務

(1)自動受取(年金・給与振込等)

(2)自動支払(公共料金・税金・授業料等)

(3)貸金庫・夜間金庫

経営理念

房総信用組合は、お客様の繁栄と
地域社会の発展に貢献します。

経営方針

- ・お客様の立場で考え行動します。
- ・健全で堅実な経営に徹します。
- ・明るく活力ある組織を確立します。

平成29年度 経営環境・事業概況

事業方針

当組合は、経営理念として「お客様の繁栄と地域社会の発展に貢献します」を掲げ、その実現に向けた経営方針を、①お客様の立場で考え行動します、②健全で堅実な経営に徹します、③明るく活力ある組織を確立します、の3項目とし、地域に根ざした金融機関として組合員・お取引先のニーズに的確に応え、安定・充実した金融サービスの提供を目指しております。

平成29年度の事業は、現下の厳しい経営環境と地域経済を勘案し、「安定収益の確保」と「取引基盤の強化」を基本目標とし、重点項目としてi.貸出金利息収入の増加、ii.人材の育成、iii.営業力強化のための環境整備、iv.新規取引先の開拓、を掲げて取り組んでまいりました。

金融経済環境

平成29年度のわが国経済は、経済政策の効果や好調な海外経済の影響から、都市部や大企業を中心に、雇用や所得環境、個人消費、民間設備投資の改善がみられました。

当地域におきましては、地域経済の基盤となる人口の減少や少子高齢化が進んでおり、圏央道開通効果やオリンピック開催に向け一部に明るさが見られるものの、総じて閉塞感が漂い、とりわけ中小零細事業者やその勤労者にとっては、依然として厳しい状況が続いております。

また、異次元金融緩和の長期化と相まって、金融機関の経営環境も厳しさを増しております。

業績

地域経済が厳しい状況にある中、組合員・お取引先のニーズに応え、また新たなお取引の開拓にも積極的に取り組んでまいりました結果、業績は以下のとおりとなりました。

1. 預金積金は、組合員からの預金の受入れを中心に期中11億88百万円増加し、期末残高は1,236億19百万円となりました。
2. 地域金融機関として最も重要な使命である貸出金は、主たる組合員である中小企業等の資金需要が低迷する中、徹底した訪問活動による経営支援や事業性評価を重視した融資に取り組むなど積極的に推進した結果、期中11億59百万円増加し、期末残高は536億34百万円となりました。
3. 貸出金以外の資金運用につきましては、市場金利の低下により厳しい運用環境が続く中、安全性を重視しつつ効率的な運用を心がけました。その結果、預け金は系統機関である全国信用協同組合連合会への預け入れが14億69百万円減少し、期末残高は534億19百万円となりました。有価証券は、低金利の中で信用リスクと金利リスクのバランスを考慮しつつ小口分散運用を心がけ、期中16億97百万円増加して期末残高は203億66百万円となりました。
4. 出資金は、新規組合員からの出資や既存組合員の増資があった反面、法定脱退や自由脱退もあり、微増の11億23百万円となりました。組合員は、協同組織金融機関としての取引基盤強化のため積極的に利用者の増加に努め、期中382先の新規加入を得ましたが、地区外転出や高齢化、法人の廃業等に伴う脱退が加入者を上回り、期末組合員数は29,701で115先の減少となりました。
5. 当期損益は、貸出金が増加したものの運用全体の利回りが大幅に低下して資金運用収益が減少している中、過年度償却債権の回収に伴う利益計上や、不良債権処理コストの減少は図れたものの、税引前当期純利益は88百万円、当期純利益は71百万円にとどまりました。
6. 期末における店舗数は、前期と変わらず14店舗、職員数(パートを除き嘱託、育児休業職員を含む)は145名で、前期と変わりありません。

事業の展望及び信用組合が対処すべき課題

平成30年度のわが国経済は、政府の諸施策によりデフレ脱却や経済成長が期待される一方で、海外の政治・経済の不確実性や金融市場の変動の影響など、不透明感も拭えない状況にあります。

政府が目指す経済の好循環が、地方や中小零細事業者にどこまで波及するか、特に高齢化率が高く人口減少が進む地域では、依然として厳しい環境が続くものと予想されます。

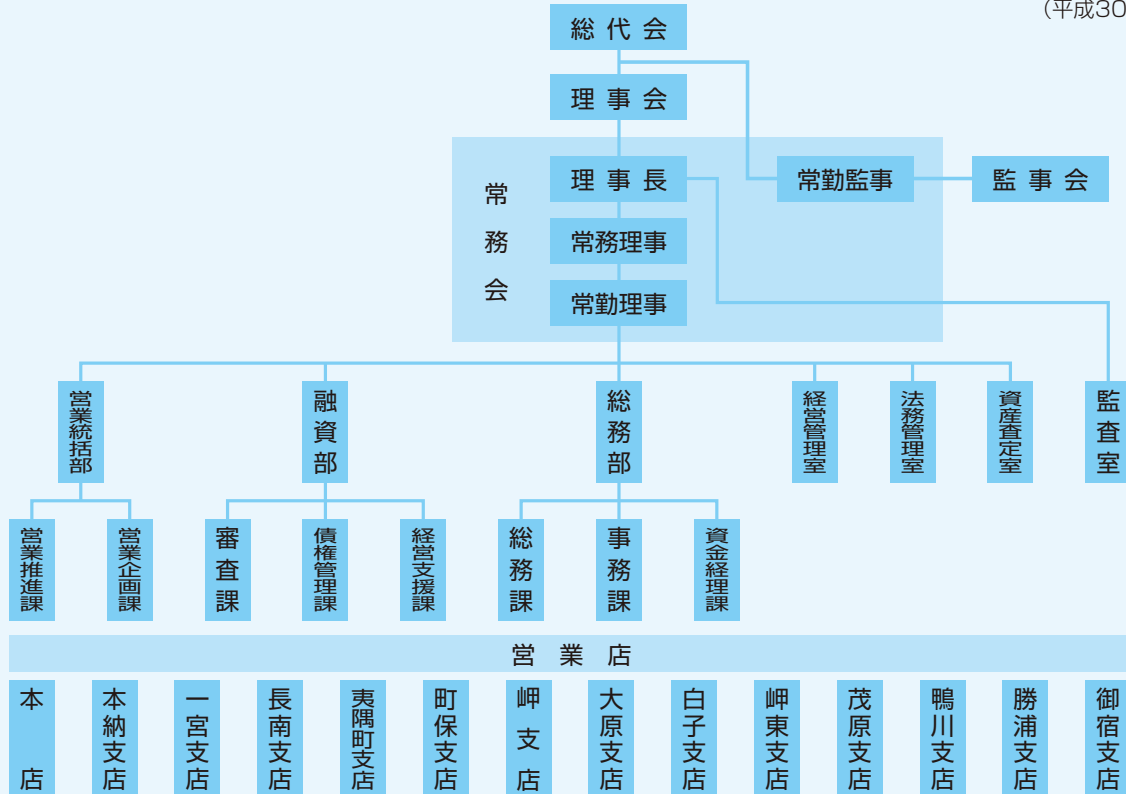
地方創生、中小企業活性化の一翼を担う当信用組合といたしましては、地元でお預かりした資金は地元でご利用いただくことにより、その使命を果たすものと認識しており、お取引先企業との深度ある関係を構築し、事業性評価に基づく融資や経営支援などに努めて参ります。

平成30年度は、基本目標として「安定収益の確保」「資産の健全化」に「マネーローディング、テロ資金供与防止対策の徹底」を加え、地域に欠かせない金融機関として、また、国際社会におけるわが国金融システムの一員として、その責任を果たしてまいります。

事業の組織

組織図

(平成30年6月末日現在)



役員一覧

理事長	三谷 徹	理事(相談役)	白井 和	理事	向光 男(※)
常務理事	石井 通彰	理事	安藤 轟 勇(※)	理事	藤代 茂和(※)
常勤理事	伊藤 康夫	理事	松本 啓吉(※)	員外監事	大橋 隼男
常勤理事	中村 光利	理事	鈴木 嘉幸(※)	員外監事	秋葉 芳秀
常勤監事	矢野 等	理事	石井 郁男		

(注)当組合は、職員出身者以外の理事(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

(平成30年6月末日現在)

会計監査人の氏名または名称

千葉第一監査法人(平成30年6月末日現在)

房総信用組合のあゆみ(沿革)

昭和 26年	長生信用組合設立	平成 7年	全国初の懸賞金付き普通預金(年金口座)を発売(懸賞金付き福祉預金“心づくし”)外国送金取次業務を開始
昭和 28年	長狭信用組合設立	平成 11年	ポスト第三次オンラインシステム稼働
昭和 32年	商工組合中央金庫代理店の指定を受ける	平成 13年	あずさ監査法人(旧朝日監査法人)と監査契約
昭和 33年	国民生活金融公庫代理店の指定を受ける	平成 14年	損害保険の窓口販売開始
昭和 37年	中小企業金融公庫代理店の指定を受ける	平成 16年	アイワイバンク銀行(現セブン銀行)とのATM利用提携開始
昭和 43年	本店から統括部門を独立し本部制を敷く	平成 17年	休日融資相談会開始
昭和 48年	東京手形交換所加盟	平成 19年	投資信託窓口販売開始
昭和 55年	しんくみ共同センター加盟(オンライン業務開始)		第五次オンラインシステム稼働
昭和 59年	現金自動支払機(CD)の導入(のちにATM化)預金量500億円達成	平成 20年	千葉第一監査法人と監査契約
平成 1年	外国通貨両替業務の認可を受ける	平成 21年	生命保険の窓口販売開始
平成 2年	長生信用組合と長狭信用組合が合併房総信用組合としてスタート預金量1000億円達成	平成 25年	経営革新等支援機関に認定
平成 3年	第三次オンラインシステム稼働	平成 26年	鴨川支店新築移転オープン
平成 5年	本店新社屋完成(現在地に移転)旧本店を茂原支店として開設日本銀行歳入復代理店の認可を受ける	平成 27年	第6次オンラインシステム稼働千葉県よるず支援拠点サテライト相談所設置(本店・一宮支店・大原支店・鴨川支店)
平成 6年	国債窓口販売の認可を受ける	平成 29年	公益法人千葉県産業振興センターとの業務提携(覚書調印)厚生労働省 千葉労働局と包括連携に関する協定を締結

総代と総代会について

総代会制度

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を尊重し、金融活動を通じて地域社会への貢献と組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。

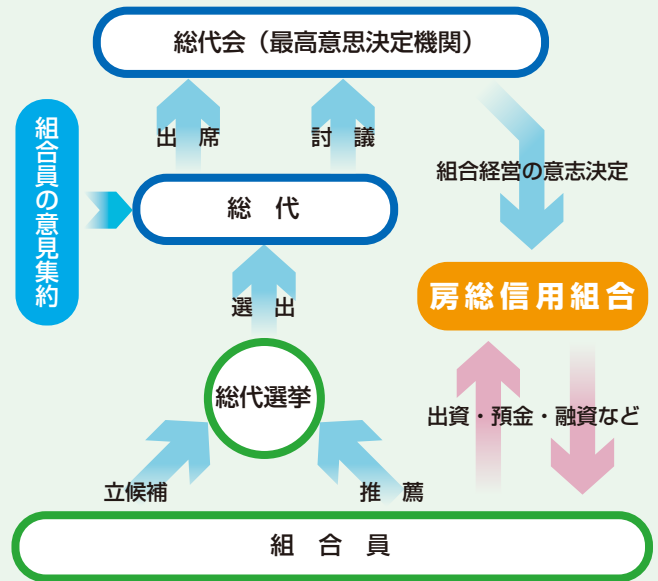
組合員の意見は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて組合の経営に反映することとなります。

当組合の組合員数は大変多く、総会の開催は事実上不可能であることから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、法令ならびに定款に基づき、総会に代えて総代会制度を採用しております。

総代会は、定款の変更、決算、取引業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

したがって、総代会は総会と同様に組合員一人一人の意見が当組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選任された総代で構成・運営されます。

総代会の開催につきましては、毎年6月に通常総代会を、必要に応じて臨時総代会を開催します。



総代と選出方法

(1) 総代の任期・定数

- ① 総代の任期は3年です。
 - ② 総代の定数は定款により100人以上120人以内です。
- なお、平成30年6月27日現在の総代数は114名、組合員数は29,510人です。

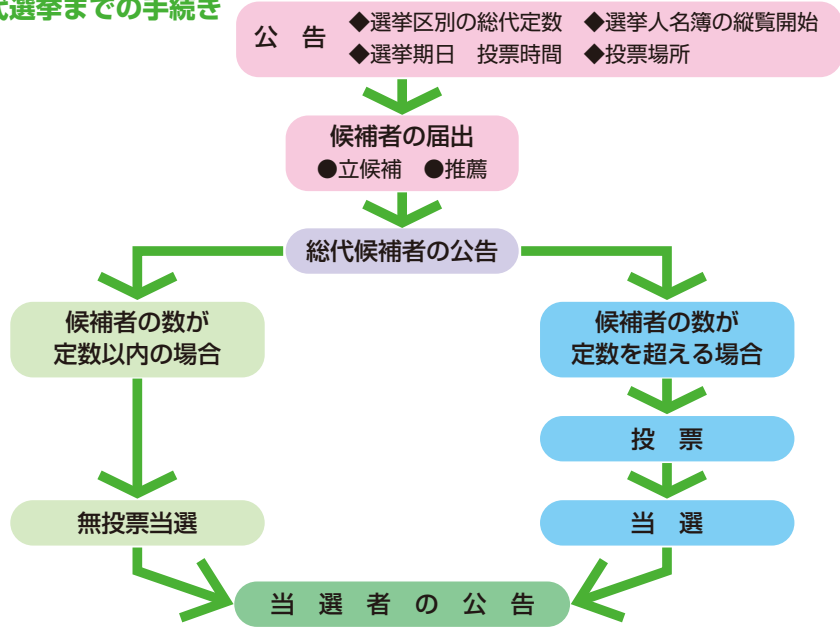
(2) 総代の選任方法

総代は、組合員の代表として、総代会を通じ、組合員の意見や要望等を当組合の経営に反映する重要な役割を担っております。

この総代は、当組合の定める総代選挙規程に則り、選挙によって選出されます。

総代選挙規程では、選挙区、選挙期日、選挙権、選挙の公告、候補者の届出、投票の方法、当選者の通知及び公告、補充選挙等について定めています。

総代選挙までの手続き



総代会の決議事項

第67期通常総代会(平成30年6月27日開催)では、次の事項が付議され、全議案が可決・承認されました。

報告事項

- 第1号 第67期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告・貸借対照表・損益計算書の報告

決議事項

- 第1号議案 第67期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)剰余金処分案承認の件(監査報告)
- 第2号議案 第68期事業計画及び収支予算案承認の件
- 第3号議案 組合員除名承認の件
- 第4号議案 定款一部改正の件
- 第5号議案 任期満了に伴う理事改選の件



報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	50	67
監事	8	13
合計	58	80

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事11名、監事3名です(退任役員を含む。)

注3. 上記以外に支払った役員退職慰労金は理事1名0.31百万円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成29年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同額」は、平成29年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

房総信用組合総代氏名 (任期：平成28年5月16日～平成31年5月15日)

(敬称略・平成30年5月末現在)

(第1区)	(第2区)	高原滋之⑥	(第4区)	(第6区)	(第8区)	宗島慶明④	鬼島義昭⑥	武田将次郎◆
岡本育雄◆	山崎忠一③	古山政和◆	今関重勝◆	鈴木正則①	平川 誠◆	吉野栄治③	澤倉 正⑥	永井 實③
永瀬澄雄◆	荒井芳男⑥	狩野佳方◆	白鳥平治④	河野榮二⑥	女良富雄◆	金坂昌英③	加藤郁夫⑥	五味克教②
大野進弘◆	鎗田 肇◆	薦田幸夫◆	石井郁男◆	玉井 等⑤	小路重志男◆	篠崎喜之②	井上欣二②	鈴木 進②
鈴木嘉幸◆	白井良範◆	秋場貴子◆	木本正利③	錦織俊和④	渡邊 實◆		岡澤範明④	岡野哲郎①
遠藤秀人⑥	永野 建⑤	仁茂田 正⑥	嶋野 茂②	深山仁太郎②	小林一友⑥	(第10区)	伊東康雄④	
石井 裕⑥	米倉弘芳④	遠藤修二③	牧野 寛②	米田清治①	高橋正博③	弓削政夫②	杉田博章②	(第13区)
雪田康夫◆	渡邊良二④	薦田英一③	渡邊英美①	市東一弘①	田中正己②	鶴沢則之②	園岡 実②	渡邊伸一郎◆
山田忠明④	矢部尚行④	加藤清之③				井上和政③	深山敏夫①	小高志年司◆
露崎正幸④	植草 清③	渡辺 孝③	(第5区)	(第7区)	(第9区)			泉 敏男④
安野家正③	宮内秀憲③	田中信行③	松本啓吉◆	細田俊夫◆	森川祐芳③	(第11区)	(第12区)	
関谷康夫②	穂葉三千雄②	藍 和夫③	目羅 宏◆	飯塚康博①	森川正章②	渡辺公孝②	藤代茂和②	(第14区)
林 壽一②		田中正美②	三浦規雄◆	中村静雄⑤	前橋貴男⑥	松本喜八郎◆	島川禎治◆	木村三津男⑥
石山紀之②	(第3区)	金澤健司②	高師恒雄⑥	高浦伸芳①	細谷松一⑥	安藤轟勇◆	島川房雄◆	水谷武夫④
阿部 嗣①	岡澤農生男◆		高原久宣④	奥村哲也⑥	安川昭博⑤	齊藤 晟◆	曾我辺芳一郎◆	
	加藤俊夫◆				向 光男④	青柳征三◆	渡辺一男◆	

(注1) 氏名の後に就任回数を記載しております。

(注2) 就任回数が7回を超えている場合は◆で示しております。

選挙区	総代定数	総代数
1区	12~14	14名
2区	9~11	11名
3区	14~16	16名
4区	8~9	7名
5区	5~6	6名
6区	6~7	7名
7区	3~4	4名
8区	6~7	7名
9区	9~11	10名
10区	3~4	3名
11区	12~14	14名
12区	10~12	10名
13区	2~3	3名
14区	1~2	2名
合計	100~120	114名

年齢別	人数	構成比
30代以下	0名	0.00%
40代	3名	2.63%
50代	6名	5.26%
60代	47名	41.23%
70代	34名	29.83%
80代以上	24名	21.05%
合計	114名	100.00%

職業別	人数	構成比
個人	17名	14.91%
個人事業主	21名	18.42%
法人役員	76名	66.67%
法人	0名	0.00%
合計	114人	100.00%

業種別	人数	構成比
製造業	13名	13.40%
不動産業	3名	3.10%
卸売業・小売業	32名	32.99%
建設業	13名	13.40%
運輸業	0名	0.00%
その他サービス業	36名	37.11%
合計	97名	100.00%

(※業種別は法人役員・個人事業主に限る。)

リスク管理体制

金融の自由化・国際化の進展により、金融機関業務はますます多様化・複雑化し、それに伴い信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなど信用組合の抱える様々なリスクも増大し、信用組合の経営に影響を与えています。そのため、各種リスクを従来以上に的確に把握・分析し厳正に管理して健全性を確保することは信用組合経営上、不可欠なものとなっています。

当組合は、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、経営体力、自己資本の水準から許容できるリスク量の適正なコントロールを行い、収益力の強化を図るとい、「健全性の維持」と「収益性の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しています。多岐にわたるリスクを総合的に管理するため「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理態勢の強化に努めております。

統合的リスク

統合的リスクとは、バーゼルの新自己資本比率規制に対応させたもので、信用リスク、市場リスクやオペレーショナル・リスクなどの他に与信集中リスク、銀行動定の金利リスクや風評リスクなど金融機関が直面するすべてのリスクをさします。統合的リスク管理とは、これらのリスクをカテゴリーごとに網羅的に洗い出し、評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力(自己資本)と比較し自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。

当組合では、貸出資産の健全性を維持するため、審査部門が個々の案件に対し、財務内容・保全面・信用力等をはじめ総合的な分析を行い、厳正厳格な審査を行っております。

また、職員に対しては、融資勉強会、各種の教育・研修を徹底しており、審査能力の向上に努めております。

市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産(オフバランス資産を含む)の価値が変動し損失を被るリスクです。

当組合では、ALM(資産と負債の総合管理)委員会を設置し、金融・経済動向の把握や金利予測等を行い、金利リスク・価格変動リスク・為替リスク等市場リスクへの迅速な対応や、より効率的で安定した資金の運用・調達に努めています。

流動性リスク

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により必要な資金が確保できな

くなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達が余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)と、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)からなります。

当組合では、的確な資金ポジションを確保するため、預金や貸出金を日常的に集中管理するとともに、調達手段・調達先の多様化など調達力の強化を図り、流動性確保に向けた万全の体制をとっております。

また、緊急に資金調達が要する事態が生じた場合に迅速かつ適切な対応を図ることを目的として「緊急事態発生時の懸念時・危機時における資金繰り等の対応整備要領」を制定し、資金繰りリスクに備えております。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象によって損失を被るリスク(自己資本比率の算定に含まれる分)及び金融機関自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスク(自己資本比率の算定に含まれない分)をいいます。つまり、外部委託業務にかかるリスク、事務リスク、システムリスクやそれ以外のオペレーショナル・リスク(法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク)などです。

・事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当組合では、日常業務のミスを防止し、正確・迅速な事務処理を行うため、事務の機械化・集中化を図るとともに、内部事務規程や各種マニュアルの整備に努めております。

また、事故の未然防止や事務レベルの向上のため、監査室による臨店監査を全店年1回実施するほか、全店月1回の自店検査を実施し、事務処理状況のチェックを行っております。

さらに、各営業店に対して計画的な事務研修・指導を行い、事務管理体制の充実に努めております。

・システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動により損失を被ったり、不正使用や情報漏洩等により損失を被るリスクです。

当組合では、全国の信用組合で組織する信組共同センター(SK)に加盟し、勘定処理の主要システムを最新鋭のシステムとバックアップ体制により保護するとともに、システムリスク管理規程、危機管理マニュアル等の整備に努め、コンピュータやネットワークシステムを事故や人為的な不正行為から守り、お客さまの情報に対するセキュリティの確保に努めております。

コンプライアンス(法令等遵守)態勢

コンプライアンスとは、役職員が法令、諸規則、社内諸規程を遵守し、もって企業倫理に反することなく、誠実かつ公正に業務を遂行することをいいます。

当組合は、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つであると位置付け、「コンプライアンスの基本方針」の下、役職員の行動綱領を盛り込んだ「コンプライアンス・マニュアル」と、実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定して、これらを全課室店に配布し、研修・会議・勉強会などの機会を通じて全役職員に周知徹底を図るとともに、各課室店にコンプライアンス担当者を配置し、計画の着実な実行およびコンプライアンス意識を浸透させることにより、コンプライアンス態勢の強化に努めています。

コンプライアンスの基本方針

1. 当組合は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客さま及び社会からの信頼・信用を確保します。
2. 当組合は、法令、諸規則、社内諸規程の遵守(コンプライアンス)を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図ります。
3. 当組合は、当組合の事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図ります。
4. 当組合は、役職員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保します。
5. 当組合は、社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組みます。
6. 当組合は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等について

当組合では、お客様からのご相談やご意見ご要望、苦情などを伺いするため、お取引先店舗の窓口の他に「お客様相談窓口」を設けております。また、紛争解決のため、もしくは、万一、お取引内容に関してご不審やご不明点などがございました場合も、こちらのホットラインでうけたまわります。

お客様相談窓口 【房総信用組合 法務管理室】

フリーアクセス 0120-940-339

受付時間：平日9：00～17：00

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お取引先店舗またはしんくみ相談所へお申し出ください。また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

名称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日	月～金(除 祝日、年末年始)	月～金(除 祝日、年末年始)	月～金(除 祝日、年末年始)
時間	9:30～12:00、13:00～15:00	10:00～12:00、13:00～16:00	9:30～12:00、13:00～17:00

尚、保険商品の場合に限り、下記ADR機関へ申し出ることも可能です。

名称	生命保険相談所(一般社団法人生命保険協会)	そんぼADRセンター(一般社団法人日本損害保険協会)
住所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1	〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9
電話番号	03-3286-2648	0570-022808
受付日 時間	土・日曜、祝日、年末年始を除く 9:00～17:00	月～金曜(祝・休日、年末年始除く) 9:15～17:00

苦情等のお申し出は、下記しんくみ相談所でも受け付けています。
(詳しくは、当組合お取引先店舗へご相談ください)

名称	しんくみ相談所(一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1
電話番号	03-3567-2456
受付日 時間	月～金曜日(祝日及び金融機関休業日を除く) 9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了承を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律等及び、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等(以下、「法令等」といいます。)を遵守して以下の考え方にに基づき、お客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載(又は、各店舗の窓口等に掲示(備え付ける。))することにより、公表いたします。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客さまの個人情報等を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客さまの個人情報等を取得いたします。

- (1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3. 個人データの第三者提供

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合。

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

6. 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合(法令等に基づく正当な理由による。)には、原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人情報の重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

【個人情報に関するお問合せ先】

房総信用組合総務部 Tel 0475-22-5111
Fax 0475-23-9777
eメール boshin@peach.ocn.ne.jp

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合の主要取引先である中小零細企業や個人事業主は、景気の変動や地域経済情勢の影響を受けやすいことに加え、多種多様な経営課題を抱えている場合が多くあります。

こうした中小零細企業等と、共に悩み、共に改善に取り組むことが、当組合の経営理念「お客様の繁栄と地域社会の発展に貢献します。」を具現化するものであります。

したがって、取引先からの経営相談に積極的に応じるとともに、経営指導等のコンサルティング機能を発揮し、経営改善支援に引き続き全力で取り組んでまいります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備(外部専門家・外部機関との連携)の状況

中小企業の経営改善に関する態勢整備と致しまして、TKC千葉会との提携による取引先の財務相談、分析、予測、モニタリング等、また千葉県中小企業診断士協会との連携による経営相談、経営改善計画書の策定支援等を実施致しました。

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況(支援内容、外部専門家、外部機関等との連携、取組事例等)

a. 創業・新規事業開拓の支援

商工会、よろず支援拠点、千葉県信用保証協会及び他金融機関との連携強化により、創業・新規事業開拓支援を実施した結果、創業資金の取扱いにつきましては、8軒/52,000千円の実行を致しました。

b. 成長段階における支援

定期的顧客訪問によるモニタリングを中心に実施致しました。

c. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

東日本大震災から7年経過致しましたが、観光・サービス業につきましては、経営改善のため、再生支援協議会の支援による経営改善計画書の策定支援及び策定後のモニタリング等の支援を継続しております。

4. 地域の活性化に関する取組状況

土地の有効利用(雑種地、山林、宅地、転用可能な農地、工場の屋根)による自然環境にやさしいクリーンエネルギー、太陽光発電事業に対する相談、低利での資金供給により売電事業を支援したことで、地域活性化に結び付けました。

地域貢献に関する情報

1. 地域貢献に関する経営姿勢

当組合は、茂原市から鴨川市までの外房地域一帯を営業地区とし、地域の事業者や住民が組合員となり、お互いに助け合い発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織の金融機関です。

組合員、お客様一人一人の顔が見えるきめ細かな取引を基本としており、常にお客様の事業の繁栄や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

2. 預金を通じた地域への貢献

当組合は、組合員をはじめとする地域のお客様の着実な資産づくりを支援するために、目的や期間に応じた各種預金・積金をご用意しております。平成30年3月末現在、1,236億円の預金をお預りしています。

3. 融資を通じた地域への貢献

当組合は、営業地区内で調達した資金(預金)を地区内の事業者や個人のお客様に対して円滑に供給(貸出)することにより、地域経済の活性化に努めることが最大の地域貢献と考え、積極的に融資業務に取り組んでおります。

(1) 貸出先数・金額(平成30年3月末現在)

区分	先数(先)	貸出残高(百万円)	内 訳 (百万円)
事業者	1,430	32,402	(設備資金) 14,299 (運転資金) 18,103
個人	3,637	15,135	(住宅資金) 7,854 (消費者ローン) 1,260
地方公共団体	13	6,096	
合計	5,080	53,634	

(2) 地方自治体の制度融資の取扱状況

当組合は、千葉県や茂原市など地区内各市町村の中小企業向け制度融資の取扱窓口に指定されており、平成30年3月末現在、1,061件、3,860百万円のご利用を頂いております。

制度の名称	取扱件数(件)	貸出残高(百万円)
千葉県事業振興融資資金	811	3,138
千葉県短期運転資金	82	321
市町村等制度融資	168	400
合計	1,061	3,860

(3) 当組合の融資商品の概要

当組合では、事業者や個人の資金ニーズにお応えするため、次のような融資商品を取り扱っております。

① 事業者向け融資

種類	概要
証書貸付	主に設備資金などご利用いただく長期のご融資です。
手形貸付	主に運転資金などご利用いただく短期のご融資です。
手形割引	一般商業手形の割引です。
当座貸越	一定の貸越極度額まで自由にご利用いただける当座預金の貸越契約です。

地域貢献に関する情報

② 個人向け融資

種 類	資金のお使いみち	ご融資金額(上限)	ご融資期間(最長)	担保・保証
住宅ローン	住宅の新築・増改築・購入	10,000万円	35年	不動産・保証人または保証会社
リフォームローン	リフォーム関連資金	500万円	10年	保証会社
リフォームローン・ワイド	//	1,000万円	15年	保証会社
カーライフローン	自動車等の購入・車検・免許取得費用	1,000万円	10年	保証会社
カーライフローン・リポート	自動車等の購入・車検・免許取得費用(お取引のあるお客様向け)	1,000万円	10年	保証会社
カードローン	事業資金以外の健全な消費資金	300万円	3年(自動更新)	保証会社
スーパーカードローン	事業資金以外の健全な消費資金	70万円	3年(自動更新)	保証会社
カードローン・アラカルト	事業資金以外の健全な消費資金	500万円	1年(自動更新)	保証会社
多目的ローン	商品・サービス代金の支払い	300万円	7年	保証会社
目的ローン	事業資金、旧債返済資金以外で資金使途が明確な資金	500万円	10年	保証会社
フリーローン	事業資金、旧債返済資金以外の消費資金	500万円	10年	保証会社
教育ローン	教育資金全般	200万円	10年	家族保証
教育ローン極度型チャンス	教育資金全般	500万円	3年(自動更新)	保証会社
シルバーライフローン	健康で、文化的な生活を営むための資金	100万円	5年	保証会社
シニアライフローン	健康で、文化的な生活を営むための資金	200万円	5年	保証会社
CSフリーローン	健康で、文化的な生活を営むための資金	300万円	7年	保証会社
ぼうしんパートナーズ	運転資金、設備資金等の事業資金	500万円	5年	保証会社
バリアフリーローン	介護のための増改築、介護機器福祉車両等購入資金・施設入居費用	500万円	10年	保証会社
司法書士研修費用専用ローン	新人研修特別研修の授業料、教材費等の資金	100万円	5年	保証会社
職域サポートフリーローン	事業資金、旧債返済資金以外の消費資金 (当組合と職域優遇協定締結の提携企業の従業員向け)	500万円	10年	保証会社
職域サポート目的ローン	事業資金、旧債返済資金以外で資金使途が明確な資金 (当組合と職域優遇協定締結の提携企業の従業員向け)	500万円	10年	保証会社

4.お取引先への支援状況等

当組合は、地域経済の活性化、振興への貢献活動として、創業・新事業支援や要注意先債権等の健全化に向けた取組みの強化、経営改善計画・事業再生支援などに取組んでおります。

(1) 創業・新事業支援

新規・独立開業、取引先企業の新分野進出に対する資金ニーズについては、当組合のプロパー融資や政府系金融機関の代理貸付の提案、地方自治体制度融資などの利子補給制度を積極的に推進しました。

(2) 要注意先のランクアップの取組み

要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止を図るため、本部・営業店が一体となり取組みました。

(3) 経営改善支援・事業再生支援

お取引先企業の経営改善を図るため、経営改善計画の策定、貸出条件の緩和などの金融支援を行ない、過剰債務の解消・支援に向けてお取引先企業と協調して取組みを継続しております。中小企業診断士協会との連携は通期に亘り実施しております。

5.金融円滑化ご相談窓口の設置

地域経済の低迷が長引く厳しい経営環境・雇用情勢の中、事業資金や住宅資金をお借入のみなさまのご返済方法の見直しや資金繰り等に関するご相談をお受けしてきました。

なお、平成25年3月31日に中小企業金融円滑化法の期限が到来いたしました。4月以降も従来と変わらずご対応しておりますので、以下の通り相談窓口にてお気軽にご利用ください。

相談窓口開設時間	相談窓口設置場所	ご予約等
平日(月～金)の午前9時～午後3時	お取引店の融資窓口	事前のご連絡は不要です
平日(月～金)の午後3時～午後5時	お取引店の融資窓口	事前にお取引店へ電話でご連絡ください

※: 平日(月～金)の午後3時～午後5時は、ご相談のみとさせていただきます。お申込や実行手続等は別途営業時間内をお願いいたします。

「経営者保証のガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証のガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者との関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

ふれあいを大切に……

房総信用組合は金融を通じて地域経済の発展に貢献することはもちろん、色々な分野で地域の皆様のお役に立ちたいと考えております。特に、現在の日本の発展を支えてこられた高齢者の方々に大切にすることを主眼に考えています。

福祉の心を大切に

超低金利の時代、お年寄りの方々に少しでも喜んでいただけるような商品、という発想で生まれ、抽選会を実施しています。

*心づくし

全国ではじめて普通預金(年金口座)に懸賞金をつけた預金として、発足当時マスコミにも大きく採り上げられました。

*福運

年金受給者の方々に限定した懸賞金付定期預金です。

*100歳100歳

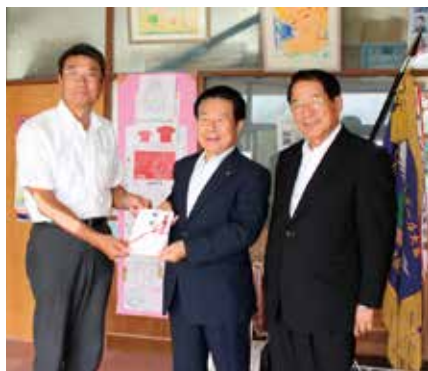
同じく年金受給者の方を対象にした金利上乘せ定期預金です。



社会福祉法人への寄付金贈呈

当組合の白井理事長が平成29年9月1日、千葉県内の信用組合を代表して「ピーターパンカード」による寄付金を、営業エリア内にある児童養護施設「子山ホーム」と福祉型障害入所施設「槇の木学園」へそれぞれ寄付金を贈呈いたしました。

しんくみピーターパンカードはすべての子供たちとその家族の心と身体の健全な育成を支援する信用組合業界独自の社会貢献を有するクレジットカードです。



子山ホーム



槇の木学園

しんくみの集い・献血運動

平成29年9月2日の「しんくみの日」を記念して、当組合本店ロビーを会場に「献血運動」を実施しました。今年で8年目となりました。

また、当組合ではしんくみの日週間の献血の他、日本赤十字社のご協力により毎年3月にも献血を実施しています。役職員のほか一般の方からも献血に協力をいただいております。

今後も継続して行きます。



上総国一宮まつり(上総おどり)

上総おどりは、「上総国一宮まつり」の演目の一つです。昭和52年に十二社祭り唄に独特の振り付けをして、町民の健康増進を計るために始められました。

一宮支店の職員が中心となり、「ぼうしん連」として上総おどりに毎年参加しています。



白子町チューリップ祭り

白子町「おもてなし向上委員会」(白子町からの委嘱)のメンバーである白子町支店の職員は、地域貢献の一環としてチューリップ祭りに参加致しました。

地元観光事業をお手伝いしています。



七夕まつり

毎年7月下旬の金曜日～日曜日の3日間にわたって行われる関東屈指の茂原七夕まつり。茂原市の伝統的行事として、市民はもちろん多くの観光客で賑わいます。七夕まつりは市内商店街の活気を図ろうと昭和30年から始まりました。回を重ねるごとに盛大となり、今では市民の誰もが季節の行事として忘れることのできないふるさとのお祭りです。私共も「ぼうしん連」として七夕おどりに参加しています。



ごみゼロ運動

茂原市がキャンペーンの一環として実施する「ごみゼロ運動」に毎年参加し、街の美化に取り組んでいます。5月27日(日)に平成30年度のごみゼロ運動が開催され、茂原市役所に集まった参加者は担当するコースの美化に取り組みました。

また、行政と協力したごみゼロ運動のほかに、本部・本店では、毎月1回7時30分に早朝出勤し、組合単独でごみゼロ運動を実施しています。



茂原市ごみゼロ運動



組合独自のごみゼロ運動